

# 山梨県公報

第千九百三十八号

平成二十一年

四月九日

木曜日

## 目次

### 告示

河川区域の指定の一部改正	二〇九
廃川敷地等	二〇九
建築基準法に基づく道路位置指定	二〇九

## 告示

### 山梨県告示第百三十六号

一級河川須玉川に係る河川区域の指定(昭和四十九年山梨県告示第百十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月九日

山梨県知事

横

内

正

明

第一号図に係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百三十七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月九日

山梨県知事

横

内

正

明

一 河川の名称 富士川水系 須玉川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十一年四月九日

三 廃川敷地等の位置 北杜市須玉町大豆生田字妙河原千八百四十番一から千八百四十番十

四 廃川敷地等の種類及び数量 二万六千五百二・〇八平方メートル

### 山梨県告示第百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月九日

山梨県知事

横

内

正

明

一 道路の位置

笛吹市御坂町夏目原字下白金一四九番一

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

六八・三五メートル

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番